

III

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

後嵯峨法皇の、御熊野詣ありける時、伊勢国の夫の中に、本宮の音無河といふ所に、梅の花の盛りなりけるを見て、よみける。

A おとなしたさきはじめけるうめのはなにははざりせばいかでしらまし  
夫が歌には、いみじき秀歌なるべし。

この事、御下向の時、道にて自然に聞こしめして、北面の下臈に仰せて召されにけり。北面の者、馬にてあちこち打ちめぐりて、「本宮にて、歌よみたりける夫は、いづれぞ」と問ふに、「これこそ、件の夫にて候へ」と、そばにて人申しければ、「仰せなり。参るべし」と言ひける、かへりごと。

B はなならばをりてぞひとのとふべきになりさがりたるみこそつらけれ

さて、かへりごとにも及ばず、おめおめと馬より下りて、具して参りぬ。事の子細聞こしめされて、御感ありて、「何事にも所望申せ」と仰せ下さる。「言ひ甲斐なき身にて候へば、何事の所望か候ふべき」と、申し上げけれども、「など分に随ふ所望なかるべき」と仰せければ、「母にて候ふ者を、養ふほどの御恩こそ、所望に候へ」と、申しければ、百姓なりけるを、かの所帯の公事、一向御免ありて、永代を限りて、違乱あるまじき由の御下文給はりて、下りけるとぞ。わりなき勸賞にこそ。百姓が子なりけれども、児だちにて、和歌の道心得たりけるとぞ、人申し侍りし。

(『沙石集』による)

\*夫——労役のために徴発された人。 \*北面の下臈——院の御所を守る下級武士。

\*所帯の公事——税。 \*一向御免——全て免除すること。 \*永代を限りて——子々孫々に至るまで。

\*勸賞——褒美。 \*児だち——稚児として育てられた人。